

南砺市告示第61号

南砺市消防団サポートプロジェクト実施要綱を次のように定める。

平成28年2月25日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市消防団サポートプロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の消防団員の減少及び高齢化が危惧される中で、消防団員の確保及び拡充を図り、もって地域の防災力の充実強化に資するため、南砺市消防団サポートプロジェクト（以下「サポートプロジェクト」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 南砺市消防団条例（平成16年南砺市条例第58号）第4条に規定する消防団員（以下「消防団員」という。）及びその同居する家族をいう。
- (2) 事業所等 市内の店舗、事業所その他の団体をいう。
- (3) サポート店 サポートプロジェクトの趣旨に賛同し、自ら定めた優遇措置を実施する事業所等で、市長が認定及び登録したものをいう。
- (4) 優遇措置 消防団員等に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

(申請)

第3条 サポート店として認定及び登録を受けようとする事業所等（以下「申請事業所等」という。）は、消防団サポート店登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容について次に掲げる基準に従って審査し、適合していると認めるときは、申請事業所等をサポート店として認定

及び登録するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置期間が連続して6箇月以上であること。
- (3) 優遇措置が消防団員等を対象としていること。

(表示証の交付等)

第5条 市長は、サポート店に対し消防団サポート店表示証交付書(様式第2号)及び南砺市消防団サポート店表示証(様式第3号)(以下「表示証」という。)を交付するものとする。

2 サポート店は、交付された表示証を店舗等の見えやすい場所に掲示するものとする。

3 サポート店は、自身が作成するチラシ、ポスター、看板、ホームページ等に、サポート店である旨を表示することができる。

(変更等の届出)

第6条 サポート店は、登録内容を変更し、又は廃止しようとするときは、その2週間前までに、消防団サポート店登録変更・廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(認定及び登録の取消し等)

第7条 市長は、サポート店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定及び登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定及び登録を受けたとき。
- (3) その他サポート店として適当でないと認めるとき。

2 サポート店は、前項の規定による認定及び登録の取消しを受けたとき、又は前条の規定による廃止の届出をしたときは、速やかに表示証を市長に返却しなければならない。

(団員証の交付及び再交付)

第8条 市長は、消防団員に南砺市消防団団員証(様式第5号)(以下「団員証」という。)を交付する。

2 消防団員は、団員証を紛失又は破損し、再交付を受けようとするときは、団員証再交付申請書(様式第6号)により市長に申請するものとする。

(遵守事項等)

第9条 消防団員は、サポート店において優遇措置を受けようとするときは、次に掲

げる事項を遵守しなければならない。

(1) サポート店の指示に従って団員証を提示し、本人確認を求められたときは運転免許証等身分を証するものを併せて提示すること。

(2) 他の者に団員証を貸与又は譲渡しないこと。

(3) 優遇措置に関しサポート店に強要しないこと。

2 消防団員と同居する家族は、前項第1号の団員証を提示した本人と同伴している場合のみ優遇措置を受けられるものとする。

3 団員証が不正に使用され、サポート店に損害を与えたときは、その責任は団員証保有者に帰するものとする。

(団員証の返納)

第10条 消防団員は、南砺市消防団を退団したとき、又は前条第1項第2号又は第3号に規定する遵守事項に違反したときは、直ちに団員証を市長に返納しなければならない。

(表示証の管理)

第11条 市長は、消防団サポート店表示証交付台帳(様式第7号)を備え、表示証の交付について適切に管理しなければならない。

(公表)

第12条 市長は、サポート店の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要事項について、市ホームページ等により公表するものとする。

(事務の所掌)

第13条 この要綱に規定する事項のうち、第8条及び第10条の規定に係る事務は砺波地域消防組合南砺消防署において所掌し、他の条文の規定に係る事務は市長政策部総務課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、サポートプロジェクトに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条から第7条まで、第11条及び第12条の規定は、平成28年3月1日から施行する。

消防団サポート店登録申請書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

事業所等所在地 _____

事業所等名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

代表電話番号 _____

南砺市消防団サポートプロジェクト実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

業	種	
優 遇 措 置	内 容	(例：1,000円以上お買い上げの方5%割引・ソフトドリンク1杯サービス) <u>(注) 連続して6箇月以上提供できる内容を記入してください。</u>
	対 象	南砺市消防団員及びその同居する家族 <u>※家族は、南砺市消防団団員証を提示した本人と同伴している場合のみ優 遇措置を受けられるものとします。</u>
優遇措置の開始日	年 月 日	
担当者氏名		連絡先電話番号
備 考		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

※印の欄は記入しないこと。

様式第2号（第5条関係）

消防団サポート店表示証交付書

年 月 日

様

南砺市長



貴事業所等は、南砺市消防団サポートプロジェクト実施要綱第4条に規定する登録基準に適合していると認めるので、同要綱第5条の規定により、南砺市消防団サポート店表示証を交付します。

1. 所在地
2. 事業所等名称
3. 開始日

※事業所等の名称、所在地、優遇措置内容等について、南砺市ホームページに掲載しますのでご了承願います。

※南砺市消防団サポート店表示証は、店舗等の見えやすい場所に掲示してください。

地元を守る。



南
砺
市
消
防
団



南砺市消防団サポート店

様式第4号（第6条関係）

消防団サポート店登録変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

事業所等名称

代表者氏名



南砺市消防団サポートプロジェクト実施要綱第6条の規定により、
（ 登録変更 ・ 廃止 ）をしたいので、次のとおり届け出ます。

記

1 登録変更

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

2 廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

※消防団員等への周知の関係上、登録変更・廃止の2週間前までに届け出てください。

様式第5号（第8条関係）

南砺市消防団団員証

表 面



裏 面

南砺市消防団 団員証 No. _____

住 所 _____

団員氏名(署名) _____ 分団名等 _____

注意事項

- サポート店から提供されるサービスを受けるときは、カードを提示してください。
- サポート店から求めがあれば、身分が確認できるものを提示してください。
- このカードは他人に貸与または譲渡してはいけません。
- このカードを拾われた時は、下記までご連絡ください。

南砺市総務課 防災危機管理係 TEL: 0763(23)2028

様式第6号（第8条関係）

団員証再交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所

所属方面団名及び分団名

階級

氏名



南砺市消防団サポートプロジェクト実施要綱第8条の規定により、南砺市消防団団員証の再交付を申請します。

記

- 1 再交付の理由
紛失 ・ 破損
- 2 上記に至った経緯

